



▽道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることば凡て木欄に於て紹介す
 ▽道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

質 疑 應 答

問 路面の嵩置又は切下に依り沿道の家屋の出入に支障を來

したるときは、家屋の所有者は如何なる範圍に於て、損失補償を請求し得るや、例へば道路管理者に於て、路面に高四メートルの嵩置を爲し、沿道家屋の通路として道路法敷に階段を設けたる場合、沿道家屋の所有者は之に満足せずして、路面嵩置前と同狀態に家屋敷を嵩上するに要する費用を損失補償として請求し得るや（阿波鳴門生）

答 問題の如き費用は損失補償として請求することは出来な
 い、一體道路に沿ふて家屋を建ててゐても別に道路の利用に

付て權利を生ずる譯のものではなく、單に國家が道路を公共の利用に供してゐる爲めに、其反射的利益を有するに過ぎないのであるから、路面の嵩置又は切下等の爲めに利用上從來より不便となることあるも何等權利の侵害を生ずるものではない、従つて道路法にもかゝる場合に補償を與ふべき規定を設けてないのである、又此場合に民法上の不法行爲も成立しないから私法上の損害賠償請求權も亦發生しないのである。

（囑託田中省吾）

問 道路を構成する敷地其の他の物件は、私權を行使することを得ざるも、所有權の移轉又は抵當權の設定若は移轉は可能なるが故に、民有敷地及物件は素より國有の敷地若は物件と雖も所有權の移轉等差支なきや（劍山生）

答 道路を構成する土地其他の物件が私有なるときに於ては所有權の移轉又は抵當權の設定若は移轉を爲すを妨げないことは、法第六條に明なる所である。然るに國有である場合に於ては更に國有財産法の適用を受けるのであり。道路を構成する土地其他の物件は民法に所謂公共用財産である。而して同法第四條によれば國有財産は「各種財産を除くの外之を讓渡し又は之に私權を設定することを得ず但其用途又は目的を妨げざる限度に於て其使用又は收益を爲さしむるは此限にあら

ずと定められてゐる。故に國有の場合に於ては所有權の移轉等を爲し得ざることとなるのである。(囑託田中省五)

問 道路管理者が新に道路と爲すべき土地を國有に取得する登記の囑託は、道路管理者の權限に屬するを以て、此の場合國を代表する登記權利者又は登記義務者の表示は、是亦道路管理者名にて差支なきや(劍山生)

答 差支なし、其の取扱に就ては本誌第六卷第一號附錄道路法令集二十一頁土地所有權移轉登記囑託の件を参照せられた

い(谷口囑託)

(大正十二年六月五日北土第五三號各、
地方長官宛土木局長、會計課長通牒)

問 道路法施行令第七條の反對解釋として、府縣廳、師團司令部、鎮守府又は郡市役所の所在地以外の箇所を國道又は府縣道の路線の起點又は終點と爲すときは市町村に於ける道路元標の位置に依ることを要せざるや(劍山生)

答 要せざるものである。尙道路法施行令第九條第一項「道路元標ハ各市町村ニ一個ヲ置ク」とあるのは施行令第七條に規定する官衙所在の市町村に置くことを規定したもので、之等官衙の有無に拘らず全國各市町村に置かしむる意味ではない。本問と關係があり且つ時々質問せらるゝ向もあるから參考までに附加する(谷口囑託)

老松の移植は出來ざるや

宮城前から帝室林野局側を經てお濠を埋め東京驛前に通せんとする新行幸道は九月廿四日から工事に着手來春三月一日に完成の筈であるが惜しいのは表臺に今尙綠濃き老松で少くも二百年を經た江戸城表砦の名木である、同工事を請負つた橋本組では曰く工事は拾五萬圓位いですが幾何の沈下で濟むか頗る疑問です兎に角内務省側の目も光かり又日本中の人の目に着く所ですから充分手抜かりの無い様注意して居りますが彼の名松は何とかして伐らずに生かして置き度いと思ひますが何分老松ですから研究を要することと思ひます該箇所の沈下試験は去る六月十六日から八月五日迄警視廳の燒煉瓦容積百三十六立坪重量九百九十一噸を入れたるに約十三四尺に達したといふが愈々の場合ほど程の沈下で濟むか今の處では確言した人はないけれど兩岸には強固な護岸工事を施し六寸杉丸長五間千百十七本打込み其上にコンクリート七尺其外側は間知石練炭一割五分勾配盛土とし人道はコンクリートブロック中央は幅二十三米の自動車道其兩側は五米半の植樹帶十二米の車道八米半の人道となる筈である